

グリーンエネルギー認証 第1回 WEB説明会

2024年4月24日

グリーンエネルギー認証制度の目的

- グリーン電力発電設備・熱設備を自ら保有することが困難な企業や自治体等によって、「グリーンエネルギー環境価値」を保有することを通じて、企業や自治体等の環境対策に貢献すること。
- 発電者・熱生成事業者が保有する「グリーンエネルギー環境価値」が移転されることを通じて、グリーンエネルギー設備の建設、維持、拡大に貢献し、ひいては日本におけるグリーンエネルギーの普及拡大に貢献すること（追加性を重視）。

グリーンエネルギー＝再生可能エネルギー（風力・太陽光・バイオマス・地熱・水力などによる発電）※法令等で共通した定義は決められていない。



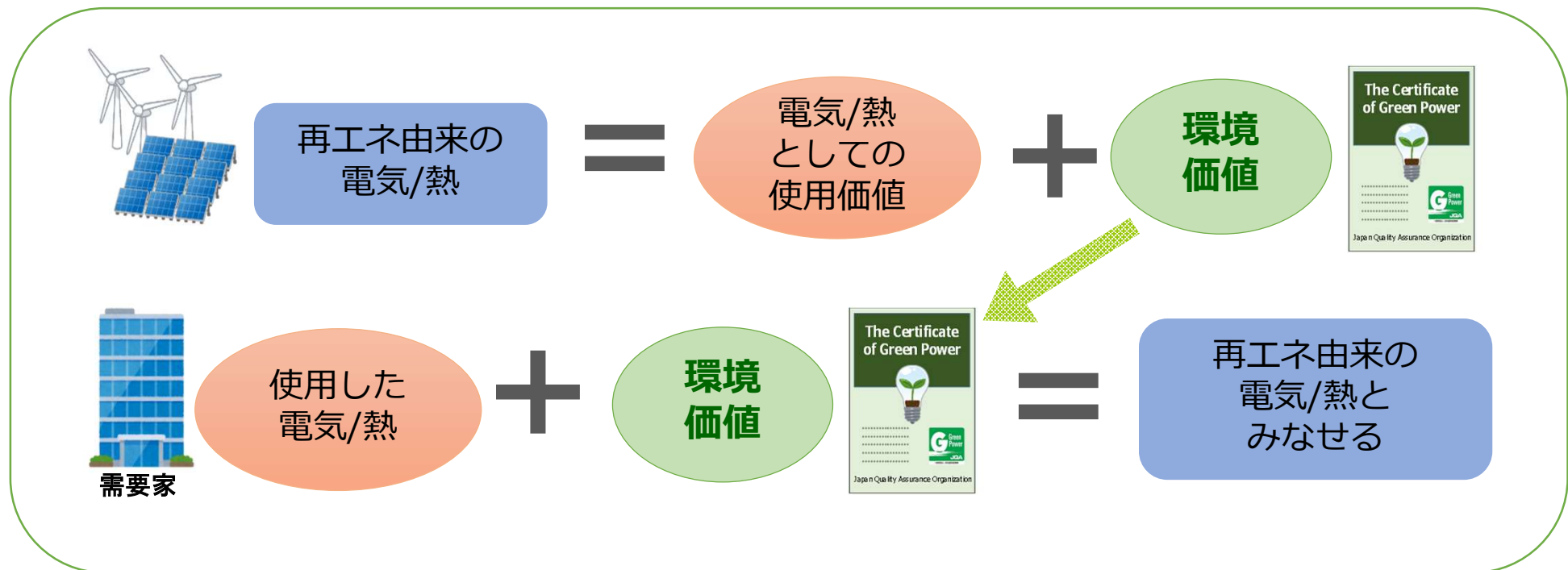
一般財団法人 日本品質保証機構



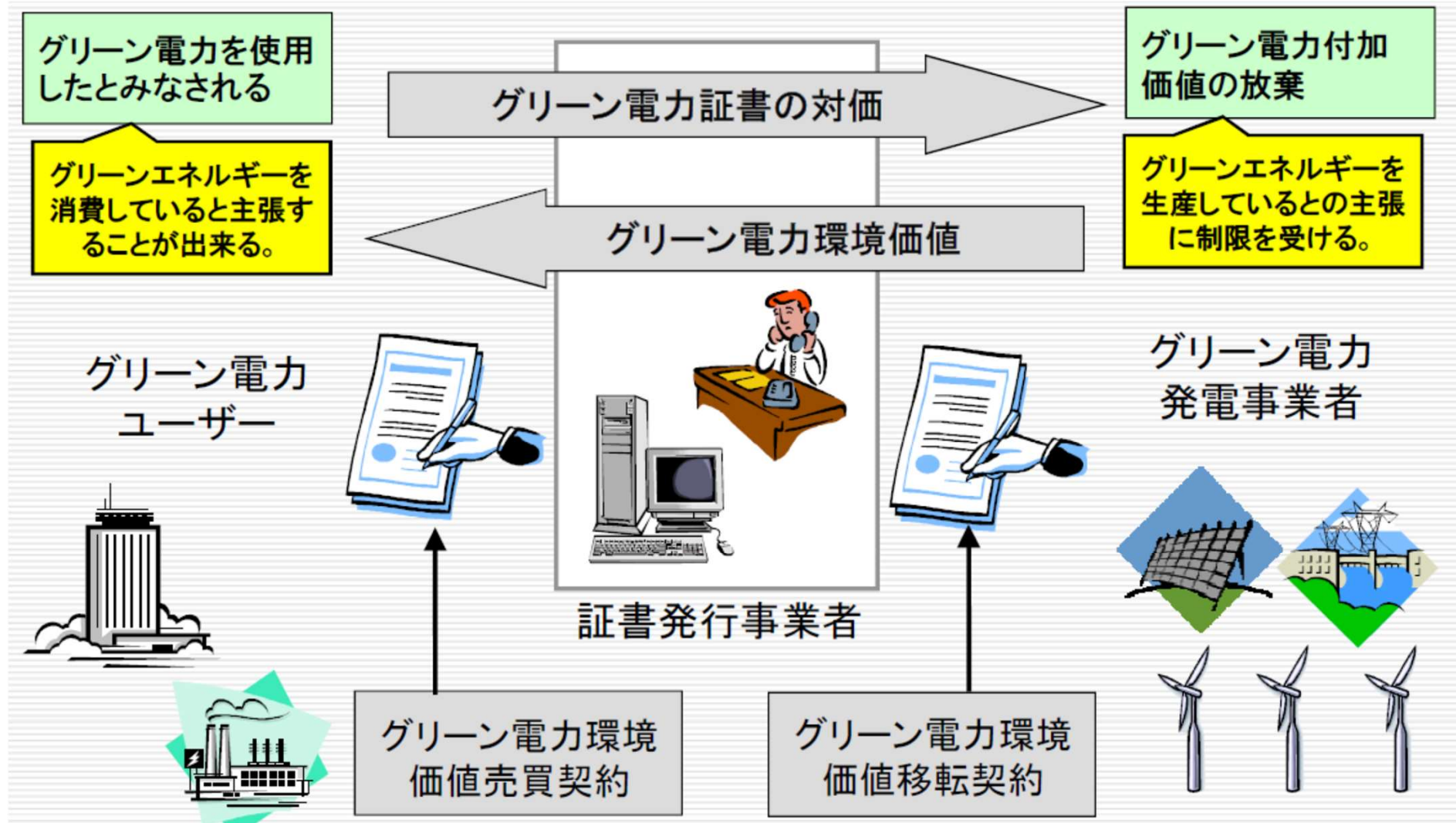
一般財団法人 日本品質保証機構

制度概要 1 価値の証書化と移転

再エネによって生み出される電気／熱には、それ自身の使用価値と、GHG排出抑制や持続可能なエネルギーへの転換といった付加価値である「環境価値」があります。この「環境価値」をグリーンエネルギー証書として流通させて、最終需要家が使用している電気／熱と組合せることで再エネ由来の電気／熱とみなせます。

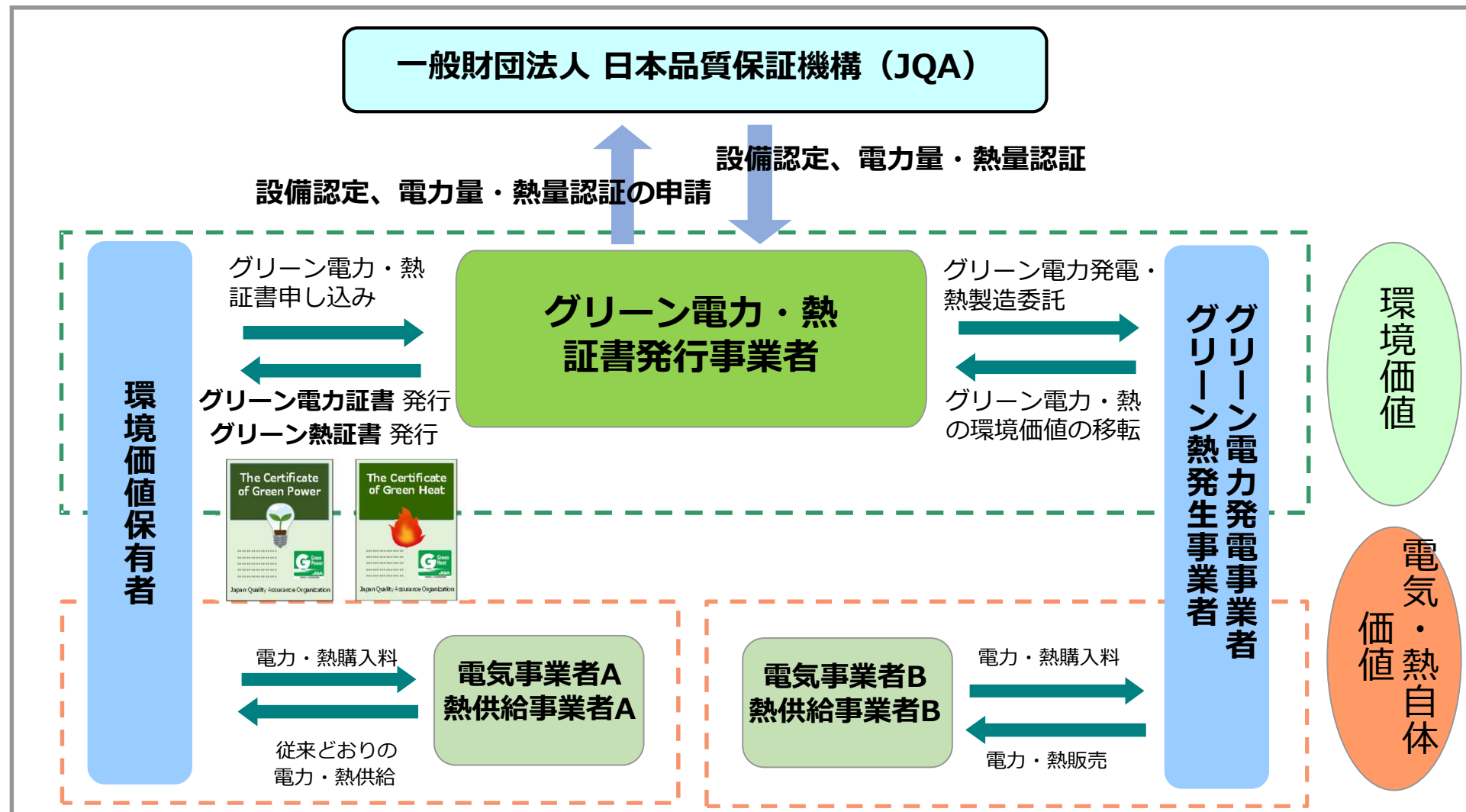


制度概要 2 発電事業者と環境価値保有者



制度概要 3 制度参加者の役割

資源エネルギー庁 グリーン電力証書ガイドライン（2008年6月制定）



参考：証書発行事業者一覧（2024年4月1日時点）

グリーン電力 40事業者		
日本自然エネルギー株式会社	特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク	サミットエナジー株式会社
エネサーブ株式会社	株式会社ライジングコーポレーション	松山市
前田道路株式会社	ディーアイシージャパン株式会社	株式会社エネット
やまがたグリーンパワー株式会社	株式会社九電工	テス・エンジニアリング株式会社
鹿島建設株式会社 環境本部	ナビ・コミュニティ販売株式会社	ENEOS株式会社
国際航業株式会社	三峰川電力株式会社	株式会社 J M
ブルードットグリーン株式会社	イーゲート株式会社	イーレックス株式会社
株式会社エナーバンク	株式会社VPP Japan	デジタルグリッド株式会社
大阪ガス株式会社	株式会社エナリス	株式会社グリーンサービス
JE Wind株式会社	株式会社大林組	八千代エンジニアリング株式会社
スマートエコエナジー株式会社	株式会社JTBコミュニケーションデザイン	グリーンエネルギー研究所合同会社
株式会社GAクリスタル	株式会社FPS	株式会社タケエイ
ヒューリックプロパティソリューション株式会社	スマートソーラー株式会社	株式会社グリーングローブ
エレビスタ株式会社		
グリーン熱 3事業者		
日本自然エネルギー株式会社	JE Wind株式会社	スマートエコエナジー株式会社

参考：お問い合わせ先

- 証書を買いたい、再エネ設備で発電した電力の環境価値を売りたい等のお問い合わせは、証書発行事業者へご連絡ください。

【お問い合わせ内容】

証書を買いたい

再エネ設備で
発電した電力の
環境価値を売りたい

制度について知りたい

【お問い合わせ先】

証書発行事業者

JQA
(一財)日本品質保証機構

参考：お問い合わせ先

- 証書発行事業者については当機構HPに一覧を掲載しており、連絡先や法人・個人の問い合わせ可否等を確認できます。

証書発行事業者（申請者）一覧

2024年4月1日時点において、日本品質保証機構と契約を締結している証書発行事業者（申請者）は、グリーン電力が40事業者、グリーン熱が3事業者です。

■ グリーン電力証書発行事業者（申請者） （契約締結済の証書発行事業者）

(1)証書化や証書購入に関する法人からのお問い合わせ

(2)証書購入に関する個人からのお問い合わせ

申請者 コード	証書発行事業者	部署名／担当者	TEL	E-mail	お問い合わせ		証書発行事業者 ご担当者様からのコメント
					法人 ⁽¹⁾	個人 ⁽²⁾	
A01	日本自然エネルギー株式会社	お客さまサービス部		infojne@natural-e.co.jp	○	○	
A03	特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク						
A04	サミットエナジー株式会社	営業第二部			○	○	お問い合わせは弊社WEBサイトよりお願いいたします。
A05	エネサーブ株式会社						
A14	株式会社ライジングコーポレーション						
A18	松山市	環境部 環境モデル都市 推進課／担当：井筒	089-948-6459	ondankataisaku@city.matsuyama.ehime.jp			
A19	前田道路株式会社						

制度概要 4 認証制度のトラッキング

- グリーンエネルギー認証制度では証書発行事業者と認証機関が連携して、属性情報を管理、公開しています。
- kWh/MJごとにシリアル番号が付き、発電から償却までの属性情報を特定することが可能です。
- グリーンエネルギー証書は転売することができず、証書発行事業者が証書の最終保有者に直接発行します。

- 発電から償却までの属性情報を追跡可能
- 証書の転売は不可



参考：開示される属性情報①

- 認定設備一覧により発電種別（太陽光発電、バイオマス発電等）や設備容量、住所、事業者名などの電源に関する情報を確認可能です。

認定設備一覧 表示項目

設備認定番号
発電種別
設備容量（kW）
発電設備名称
住所
発電事業者名
申請者
認定日
運転開始日

グリーン電力認証一覧 表示項目

申請番号
発電種別
発電施設
申請者
認証発電電力量（kWh）
認証日
シリアルナンバー
バイオマス比率
運転開始日

参考：開示される属性情報②

- グリーン電力保有者一覧では、認定設備に紐づけてkWhごとのシリアル番号や最終保有者、権利行使の期間など償却に係る情報を確認可能です。

グリーン電力保有者一覧 表示項目

申請番号	発行時期
認証日	発行日
記号/証書発行事業者	用途（概要）
（発電）期間	用途（詳細）
証書最終保有者	権利行使期間（自）
最終保有者電力量（kWh）	権利行使期間（至）
シリアルNo.	実績電力量(kWh)
設備認定番号	温対法での活用
発電設備名称	公的報告制度での活用
発電種別	GEマークの利用

制度概要 5 認証対象となる電源

- 認証対象となる電源は下表のとおりですが、特にバイオマス発電や水力発電には付帯する要件に注意する必要があります。

電源種別	付帯する要件の概要
風力発電	
太陽光発電	
バイオマス発電 (廃棄物発電を含む)	① 薪材、木屑、製材残渣、建築廃材、農業残渣、家畜排泄物、下水、下水汚泥、食品残渣といったバイオマスおよびこれを利用したガス・液体燃料による発電等（なお、補助燃料として使用する化石燃料の割合は発熱量換算 50%未満とする） ② 一般廃棄物に含まれるバイオマスは、生ごみ、紙ごみ、せん定くず等をバイオマス由来の廃棄物とする（なお、廃棄物発電における化石燃料及び廃プラスチックの割合は発熱量換算50%未満とする） ③ 上記①、②のバイオマスについては <u>国内で発生したもののみ</u> を対象とする （認証基準2-3-1※9、3-3-4※1より抜粋）
水力発電	認証対象となる水力発電は以下の3つのケースに限定されている。 ① 河川に設置する新設水力発電 ② 既設設備等に付加して設置される水力発電 ③ 離島等の河川に設置された既設水力発電（その設備が維持されない場合には化石燃料を使用した発電システムによって代替される可能性が非常に高いと考えられる設備） （認証基準3-4より抜粋）
地熱発電	

制度概要 6 追加性要件

- グリーンエネルギー認証では国内の再エネ設備の維持拡大を目的としており、認証基準には追加性要件を定めています。

1. グリーン電力の取引行為が、当該設備の建設における主要な要素であること※
2. グリーン電力の取引行為が、当該設備のグリーン電力の維持に貢献していること※
3. グリーン電力の取引行為が、当該設備以外のグリーン電力の拡大に貢献していること
(認証基準2-3-3)

※ グリーン電力の発電者が自ら発電している電気の環境付加価値を購入する場合、売り手と買い手が同じとなるため、1と2には該当しない。

制度概要 7 手続きのフロー

グリーンエネルギー認証の手続きフローは、下図のとおり3つの段階に分かれています。それぞれの段階で証書発行事業者から当機構へ申請・報告（1. 設備認定申請、2. 電力量認証申請、3. 証書発行（償却）情報の報告）を行う必要があります。



制度概要 8 グリーンエネルギー証書の活用

- 📄 グリーン電力による製品の製造
- 📄 グリーン電力によるコンサートやスポーツ等イベントの開催
- 📄 GHG Protocolに沿ったCDP等への報告

※Scope 2および一部のScope 3が対象

- 📄 RE100やSBTの目標達成

※RE100にあっては必要に応じて電源の新規性や持続可能性を考慮する必要がある

- 📄 温対法の調整後排出量の調整に活用

※CO₂削減相当量に変換する手続きが必要



グリーン・エネルギー・マーク

製品の製造等に必要な電力をグリーン電力で賄ったことを製品に添付して表現するマークです。グリーン電力の普及拡大を図るとともに、消費者がグリーン電力を使用した製品を信頼して購入できるように、2008年（平成20年）5月に制定されました。

参考 東京都の助成事業における制度活用

東京都が実施する助成事業「**地産地消型再エネ増強プロジェクト**」でグリーン電力証書が活用されています。

本事業の「③都外設置/都外消費・蓄電」のケースでは助成要件に「**助成率に応じて再エネ発電設備から得られた環境価値を証書化し、都内事業所で自ら利用すること**」とあり、証書化の仕組みとして、グリーン電力証書の活用が進んでいます。



東京都「再エネ設備導入支援ガイド（令和5年度版）」より抜粋

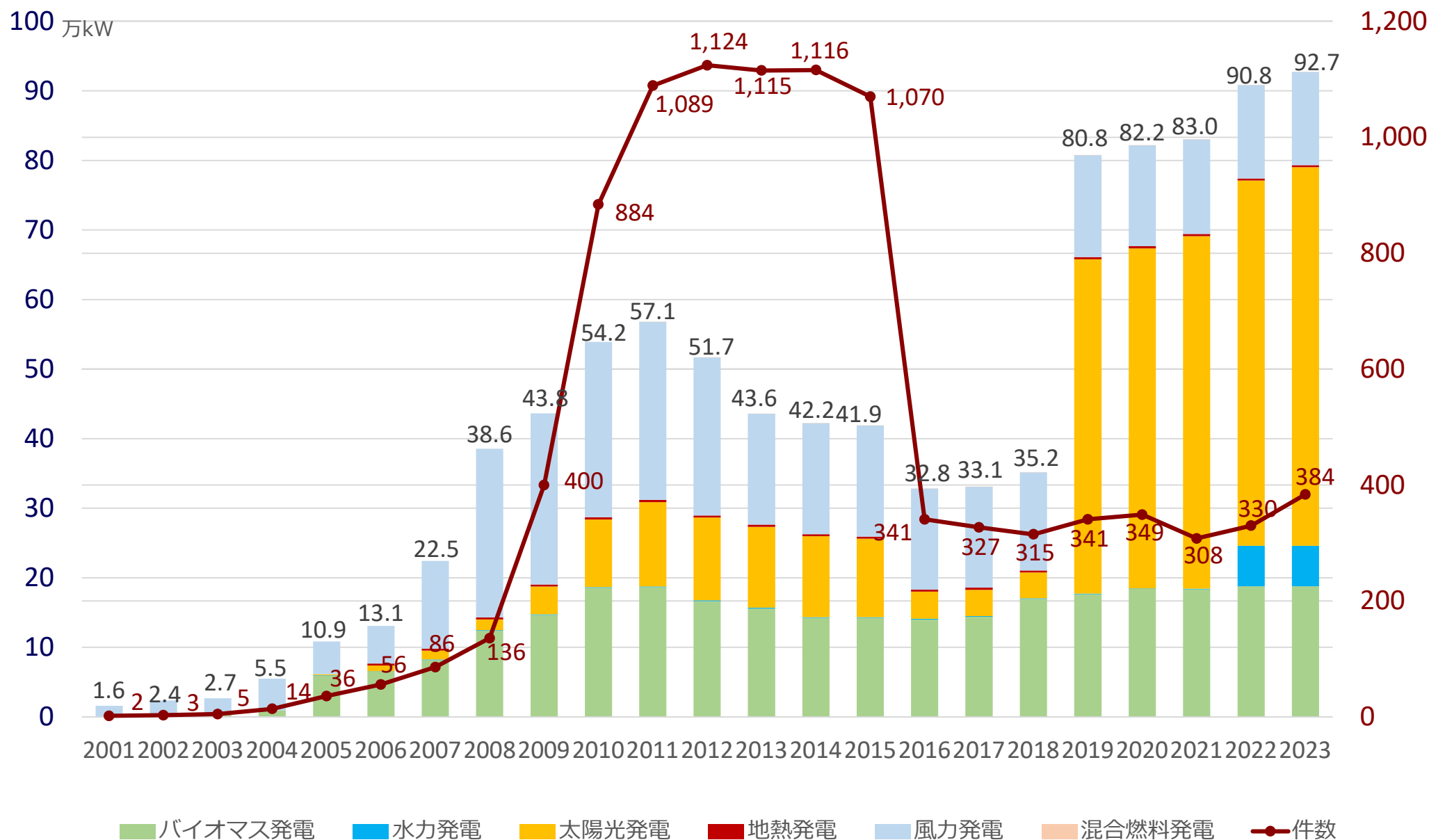
[saien-dounyushien_guide_2307.pdf](https://www.saien-dounyushien-guide-2307.pdf) (tokyo-co2down.jp)

なお、助成事業の詳細は公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）へお問い合わせください。

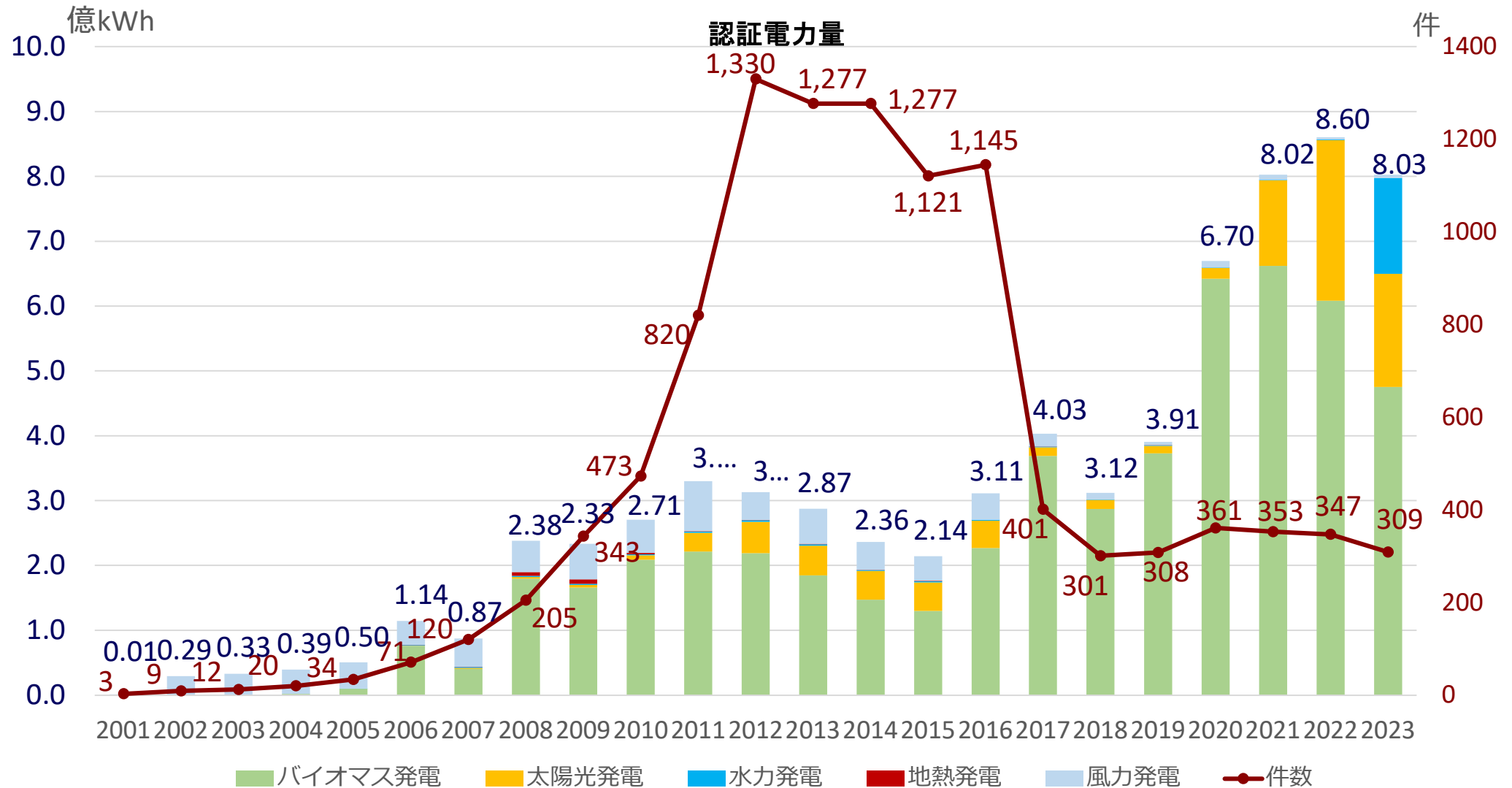
制度概要 9 沿革

- 2000年11月：日本自然エネルギー株式会社が、日本で初めて民間によるグリーン電力証書の商品企画を発表。
- 2001年6月：第三者認証機関として運営すべく、「グリーン電力認証機構」（任意団体）が設立。事務局を（財）日本エネルギー経済研究所内に設置。
- 2008年2月：経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー部会の下に「グリーンエネルギー利用拡大小委員会」設置。グリーン電力証書の更なる普及拡大策を検討。
- 2008年4月：さらなるグリーン電力の拡大に対応すべく、また電力のみならず熱についても幅広く検討を行うべく、「グリーンエネルギー認証センター」（（財）日本エネルギー経済研究所附置機関）が設立。
- 2008年6月：「グリーンエネルギー利用拡大小委員会」において「グリーン電力証書ガイドライン」を策定。
- 2008年8月：東京都「太陽熱の利用拡大に向けたグリーン熱証書検討会」で太陽熱グリーン熱証書化方針決定。
- 2009年4月：グリーン熱証書事業開始。
- 2010年4月：東京都の環境確保条例施行規則に基づく環境価値保有量認証機関として登録。
- 2012年1月：グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度における検証機関として登録。
- 2018年4月：グリーンエネルギー認証事業を「一般財団法人日本エネルギー経済研究所」から「一般財団法人日本品質保証機構」へ全部譲渡。

参考 グリーン電力設備認定の推移（2001-2024）



参考 グリーン電力量認証の推移（2001-2024）



Q&A① 東京都の助成事業活用

Q

東京都の助成事業「地産地消型再エネ増強プロジェクトの都外設置」を活用する場合、グリーン電了証書の活用が必要となっています。

- JQA宛てに直接手続きを行うことができるのでしょうか。
- 取り扱ってくれる証書発行事業者を紹介してもらえないでしょうか。

A

- 再エネ設備の環境価値を証書化する手続きにはJQAと契約を締結している**証書発行事業者**に依頼する必要があります。JQAはグリーンエネルギー認証の制度運営や認定、認証業務を行っているのみで、直接証書発行事業を行うことはございません。
- 当機構より個別の証書発行事業者をご紹介することはございません。当機構WEBサイトに証書発行事業者一覧を掲載しておりますので、直接お問い合わせください。なお、助成事業活用のための証書化案件を取り扱うかどうかは、それぞれの事業者の判断となります。あらかじめ取り扱ってくれる事業者を確保した上で助成事業の申請を行うことを推奨いたします。

Q&A② 既設の水力発電所

Q

自社で3カ所の水力発電所を保有しており、自営送電線にて自社内の負荷へ供給しています（自家発自家消費）。これら発電所がグリーン電力の要件を満たしグリーン電力証書を発行することが可能でしょうか。

- 水力発電所の所在地はいずれも本州で、既設の設備

A

- グリーン電力認証基準では、認証可能な水力発電所は原則として**新設**のものに限られます（一部離島でその水力発電所が維持されなければ化石燃料による発電に代替されてしまう可能性が高いものについて既設のものを認めています）。

Q&A③ 蓄電池システムを含む場合

Q

太陽光発電設備に蓄電池システムを組み合わせたものでグリーン電力証書の発行は可能でしょうか。

A

- 認証可能電力量の算定において、蓄電池の充放電ロスを適切に除くことができれば可能となります。詳細については当機構WEBサイトに以下の資料を公開しておりますので、ご確認ください。

リチウムイオン蓄電池を併用した太陽光発電システムの自家消費電力量の計測と計算に関する方法の検討（2021年8月）

Q&A④ FIP制度を活用する発電設備

Q

FIP制度を活用する発電設備でグリーン電力証書の発行は可能でしょうか。

A

- 追加性要件を含め、認証基準を満たせばグリーン電力証書の発行が可能です。
- 系統売電分の電力を認証対象とする場合、非化石証書とのダブルカウント防止のため電力量認証の申請時期に制限がありますので、ご注意ください。詳細については当機構WEBサイトに以下の資料を公開しておりますので、ご確認ください。

系統売電分の電力量認証に係る留意事項（2023年4月）

Q&A⑤ 通常型、ファーム型、プログラム型

Q

通常型、ファーム型、プログラム型はどのような違いがありますか。

A

- 通常型は個別の発電設備を取り扱うもので、ファーム型はこれを100件以内で取りまとめて扱うもの。料金体系に差異はありません。
- プログラム型は主に戸建て住宅の卒FIT案件を数千件、数万件の規模でまとめて取り扱うことを想定したもので、通常型と料金体系が異なります。
- プログラムの管理者には以下の事項のマネジメントを行い、プログラムを適切に管理できることが求められます。
 - 環境価値の移転や二重主張の回避
 - 計測データの集計とエビデンスの準備
 - 計測器の維持管理
 - 参加者リストの維持管理

Q&A⑥ 特定計量制度の活用

Q

電力量の計測には特定計量制度を活用することができますか。

A

- グリーン電力の計測には、特定計量制度に基づく計測方法を用いることが可能です。ただし保守性を担保するために「運用上の留意事項」に従って認証可能電力量を算定します。当機構WEBサイトに以下の資料を公開しておりますので、ご確認ください。

特定計量制度に基づく計測について（2022年7月）

Q&A⑦ オフサイトPPA

Q

太陽光発電設備をオフサイトPPAの下で運営する場合、グリーン電力証書の対象になるでしょうか。CO₂を排出しない等の環境価値は電力の需要家が保有する想定です。

A

- グリーンエネルギー認証では、電気としての使用価値と環境価値とを切り離して証書化する仕組みとなっており、環境価値を切り離す必要のないこのようなケースを取り扱うことを想定しておりません。

Q&A⑧ 事業スキームについて

Q

発電事業者＝証書発行事業者＝最終保有者となるようなケースで制度の活用は可能でしょうか。

A

- 発電事業者が証書発行事業者となることは可能です。また、証書発行事業者が証書の最終保有者となることも可能です。
- 一方、グリーン電力証書は、電力の使用価値とCO₂を排出しない等の環境価値とを切り離して別々に活用することを想定しています。発電事業者と証書の保有者が同一企業である場合、事業部制等で独立採算制となっており、当該設備以外のグリーン電力の拡大が追加性の主要な要素であることを事業計画等で説明できることが必要となります。
- 東京都の助成事業「地産地消型再エネ増強プロジェクトの都外設置」に該当する場合は、この助成事業自体が再エネの拡大に貢献するものとして追加性を確認できておりますので、制度の活用が可能です。

Q&A⑨ 証書発行事業者になりたい

Q

新たに証書発行事業者になるためにはどうしたらよいでしょうか。

A

- 国内法人であれば証書発行事業者になることは可能です。
- 当機構WEBサイトの問い合わせフォームよりご連絡ください。必要書類をご案内させていただきます。
- 申請の際には以下の事項を確認させていただき、審査を行います。
 - ① 組織概要（全部事項証明書、パンフレット、組織のWEBサイトなど）
 - ② 財務状況（直近2期分の財務諸表）
 - ③ 証書発行事業のビジネスモデル（どのような事業を想定されているか）

Q&A⑩ 設備認定に必要な書類

Q

- 設備認定について事前の相談は可能でしょうか。
- 設備認定にはどのくらいの期間が必要でしょうか。
- 設備認定に必要な書類にはどのようなものがありますか。

A

- 発電事業者の方（グリーン電力の環境価値を売りたい場合）は、証書発行事業者へご相談くださいますようお願いいたします。証書発行事業者に登録されている方は、当機構にて直接ご相談を承ります。
- 設備認定にかかる期間は、申請書類の提出から早ければ2週間程度で認定を行っていますが、初回の場合や複雑性の高い案件の場合などは事前に（3ヵ月程度前）ご相談いただき、必要書類の準備を進め、余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。
- 必要な書類については、当機構WEBサイトに以下の資料を公開しておりますので、ご確認ください。

発電設備認定申請について（2019年1月）

Q&A⑪ 保有者一覧について

Q

証書の保有者情報はどのように確認できますか。
情報は定期的にアップデートされるのでしょうか。

A

- 証書の最終の保有者は当機構のWEBサイトに公表されており、発行年度ごとの「証書保有者一覧」で確認可能です。
- 一覧は四半期ごとに発行状況を取りまとめて、更新しています。
- なお、未発行一覧は認証されているが、まだ証書として発行されていないものの一覧となります。

お問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、当機構WEBサイト「お問い合わせフォーム」よりお願いします。

一般財団法人日本品質保証機構
地球環境事業部 グリーンエネルギー認証室
URL <https://www.jqa.jp>